

特定活動告示の一部を改正する告示の概要

1 趣旨・目的

平成30年12月21日、日本国政府とリトアニア共和国政府との間でワーキング・ホリデー制度に関する口上書の交換が行われたところ、本改正は、当該口上書の交換により導入されるリトアニア共和国との間のワーキング・ホリデー制度に関して、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（以下「特定活動告示」という。）で規定するワーキング・ホリデー制度の対象国・地域にリトアニア共和国を加えるものである。

2 告示の概要

日本国政府のリトアニア共和国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書の適用を受ける者が行う、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業が営まれている営業所において行うもの等を除く。）を、「特定活動」の在留資格を有して在留する者が行うことができる活動として、あらかじめ、特定活動告示で定めることとする。

3 今後の予定

公布日：平成31年4月1日（予定）

施行日：平成31年4月1日（予定）